

令和6年

# 市議会2月定例会議案

令和6年2月19日提出

掛川市



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	令和6年度掛川市一般会計予算について	5
議案第 2 号	令和6年度掛川市国民健康保険特別会計予算について	17
議案第 3 号	令和6年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について	21
議案第 4 号	令和6年度掛川市介護保険特別会計予算について	25
議案第 5 号	令和6年度掛川市公共用地取得特別会計予算について	29
議案第 6 号	令和6年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について	33
議案第 7 号	令和6年度上西郷財産区特別会計予算について	37
議案第 8 号	令和6年度桜木財産区特別会計予算について	41
議案第 9 号	令和6年度東山財産区特別会計予算について	45
議案第 10 号	令和6年度佐束財産区特別会計予算について	49
議案第 11 号	令和6年度倉真財産区特別会計予算について	53
議案第 12 号	令和6年度掛川市水道事業会計予算について	57
議案第 13 号	令和6年度掛川市簡易水道事業会計予算について	59
議案第 14 号	令和6年度掛川市公共下水道事業会計予算について	61
議案第 15 号	令和6年度掛川市農業集落排水事業会計予算について	63
議案第 16 号	令和6年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算について	65
議案第 17 号	掛川市地域振興基金条例の制定について	67
議案第 18 号	掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について	69
議案第 19 号	掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について	73
議案第 20 号	掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	77
議案第 21 号	掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	79
議案第 22 号	掛川市特別会計条例の一部改正について	83
議案第 23 号	掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について	85

議案番号	件名	頁
議案第 24 号	掛川市手数料条例の一部改正について	89
議案第 25 号	掛川市介護保険条例の一部改正について	97
議案第 26 号	掛川市国民健康保険税条例の一部改正について	101
議案第 27 号	掛川市保育士等就職応援資金貸与条例の一部改正について	109
議案第 28 号	掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について	111
議案第 29 号	掛川市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について	115
議案第 30 号	掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正について	119
議案第 31 号	掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	121
議案第 32 号	掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	123
議案第 33 号	掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例の廃止について	127
議案第 34 号	令和5年度掛川市一般会計補正予算（第12号）について	129
議案第 35 号	令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	141
議案第 36 号	令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について	145
議案第 37 号	令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	149
議案第 38 号	令和5年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）について	153
議案第 39 号	令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第3号）について	157
議案第 40 号	令和5年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	161
議案第 41 号	令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について	163
議案第 42 号	令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について	165
議案第 43 号	東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	167
議案第 44 号	たまり一な屋内改修工事請負契約の締結について	169
議案第 45 号	掛川市道路線の認定について	171
議案第 46 号	公の施設の指定管理者の指定について（22世紀の丘公園）	175

議案第1号

令和6年度掛川市一般会計予算

令和6年度掛川市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,670,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 20,421,464
	1 市民税	7,904,777
	2 固定資産税	9,572,503
	3 軽自動車税	482,557
	4 市たばこ税	790,822
	5 入湯税	24,813
	6 都市計画税	1,645,992
2 地方譲与税		587,500
	1 地方揮発油譲与税	130,000
	2 自動車重量譲与税	410,000
3 利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金	7,000
	1 配当割交付金	119,000
4 配当割交付金		119,000
	1 配当割交付金	119,000
5 株式等譲渡所得割交付金		192,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	192,000
6 法人事業税交付金		353,000
	1 法人事業税交付金	353,000
7 地方消費税交付金		2,971,000
	1 地方消費税交付金	2,971,000
8 ゴルフ場利用税交付金		68,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	68,000
9 環境性能割交付金		96,000
	1 環境性能割交付金	96,000
10 地方特例交付金		734,978

款	項	金 額
		千円
	1 地方特例交付金	141,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	35,978
	3 定額減税減収補填特例交付金	558,000
11 地方交付税		4,260,000
	1 地方交付税	4,260,000
12 交通安全対策特別交付金		17,000
	1 交通安全対策特別交付金	17,000
13 分担金及び負担金		159,609
	1 分担金	10,660
	2 負担金	148,949
14 使用料及び手数料		547,602
	1 使用料	352,028
	2 手数料	195,574
15 国庫支出金		7,715,671
	1 国庫負担金	3,736,101
	2 国庫補助金	3,947,284
	3 委託金	32,286
16 県支出金		3,981,773
	1 県負担金	2,210,804
	2 県補助金	1,541,091
	3 委託金	229,878
17 財産収入		39,839
	1 財産運用収入	37,931
	2 財産売払収入	1,908
18 寄附金		1,037,925

款	項	金 額
		千円
	1 寄附金	1,037,925
19 繰入金		3,856,622
	1 基金繰入金	3,856,622
20 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
21 諸収入		2,929,717
	1 延滞金加算金及び過料	18,965
	2 市預金利子	300
	3 貸付金元利収入	1,561,258
	4 受託事業収入	4,235
	5 雑入	1,344,959
22 市債		5,544,300
	1 市債	5,544,300
歳 入 合 計		55,670,000

# 歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 274,048
	1 議会費	274,048
2 総務費		7,566,639
	1 総務管理費	6,586,222
	2 賦課徴収費	597,909
	3 戸籍住民基本台帳費	323,868
	4 選挙費	2,765
	5 統計調査費	16,873
	6 監査委員費	39,002
3 民生費		17,825,712
	1 社会福祉費	7,995,137
	2 児童福祉費	9,095,226
	3 生活保護費	714,287
	4 災害援助費	21,062
4 衛生費		5,816,634
	1 保健費	2,703,453
	2 衛生費	496,431
	3 清掃費	2,616,750
5 労働費		1,574,448
	1 労働諸費	1,574,448
6 農林水産業費		1,449,647
	1 農業費	465,925
	2 農地費	766,101
	3 林業費	217,584
	4 水産業費	37
7 商工費		1,348,412

款	項	金額
		千円
	1 商工費	1,348,412
8 土木費		5,804,193
	1 土木管理費	320,477
	2 道路橋梁費	1,203,993
	3 河川費	1,446,716
	4 都市計画費	2,504,964
	5 住宅費	328,043
9 消防費		2,557,121
	1 消防費	2,557,121
10 教育費		6,183,644
	1 教育総務費	317,639
	2 小学校費	1,183,591
	3 中学校費	644,092
	4 幼稚園費	1,258,360
	5 社会教育費	1,042,759
	6 保健体育費	1,737,203
11 災害復旧費		181,634
	1 農林水産施設災害復旧費	75,279
	2 土木施設災害復旧費	106,355
12 公債費		5,052,732
	1 公債費	5,052,732
13 予備費		35,136
	1 予備費	35,136
歳 出 合 計		55,670,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
職員駐車場用地買収費	自 令和 6 年度 至 令和 15 年度	129,593
戸籍総合システム標準化改修業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	22,594
戸籍振り仮名記載対応業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 8 年度	136,036
高瀬最終処分場補修工事	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	79,530
廃棄物等運搬用車両購入費	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	8,500
農業近代化資金利子補給金 (令和6年度分)	自 令和 6 年度 至 令和 13 年度	4,413
小口資金利子補給金 (令和6年度分)	自 令和 6 年度 至 令和 11 年度	180
短期経営改善資金利子補給金 (令和6年度分)	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	320
経済変動対策貸付金利子補給金 (令和6年度分)	自 令和 6 年度 至 令和 10 年度	3,089
道路改良工事 (旧下小笠川)	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	10,000
道路改良工事 (上の宮栃原線)	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	25,000
河川改良工事 (準用河川富部川)	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	40,000
環境保全センター解体工事監理委託	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	20,000
環境保全センター解体工事	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	592,000
海岸防災林整備工事 (普通河川大溝川函渠工事)	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	230,000
海岸防災林整備工事 (三俣地区盛土工事)	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	460,000
化学消防車購入費	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	96,854

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
文化ホール施設管理業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 11 年度	752,000
美術館施設管理業務委託	自 令和 6 年度 至 令和 11 年度	436,700
さかがわ学校給食センター・こうようの丘調理業務委託 (令和6年度分)	自 令和 6 年度 至 令和 11 年度	1,195,469

第3表 地方債

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債 (1,454,100)	地域振興事業	1,292,000	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	市庁舎改修事業	61,700			
	地域生涯学習センター改修事業	5,200			
	掛川城周辺施設改修事業	95,200			
民生債 (60,500)	大須賀老人福祉センター等改修事業	22,700			
	ききょう荘施設改修事業	400			
	すこやかこども園改修事業	36,100			
	防災資機材備蓄施設整備事業	1,300			
衛生債 (133,700)	保健センター改修事業	40,900			
	中部地域健康医療支援センター施設改修事業	17,800			
	上水道生活基盤施設耐震化事業出資金	11,000			
	新井最終処分場水処理施設改修事業	64,000			
農林水産債 (79,200)	道の駅掛川改修事業	3,900			
	農業農村整備事業	50,300			
	自然災害防止事業(農業用溜池整備事業)	13,000			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	県単治山事業	10,000	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	辺地対策事業 (林道開発改良事業)	2,000			
土木債 (2,069,300)	道路橋梁維持事業	138,400			
	舗装改良事業	7,800			
	歩道改良事業	38,600			
	橋梁耐震補強事業	61,900			
	下垂木地区 まちづくり事業	77,200			
	掛川駅周辺地区 まちづくり事業	38,000			
	掛川城周辺地区 まちづくり事業	16,100			
	大坂地区 まちづくり事業	96,600			
	公共道路事業	86,300			
	辺地対策事業 (市道改良事業)	48,000			
	急傾斜地崩壊対策事業	12,200			
	市単河川整備事業	277,200			
海岸防災林強化事業	1,069,000				
22世紀の丘公園 改修事業	102,000				

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防債 (1,057,900)	西分署庁舎改修事業	11,100	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	耐震性貯水槽整備事業	12,300			
	高規格救急自動車整備事業	29,200			
	中東遠消防指令センター整備事業	376,200			
	初期消火資機材整備事業	2,200			
	防災施設等整備事業	2,000			
	防災資機材備蓄施設整備事業	2,700			
	同報無線整備事業	622,200			
教育債 (451,300)	学校施設環境改善事業	218,700			
	文化ホール改修事業	49,800			
	二の丸美術館改修事業	1,000			
	中央図書館改修事業	17,900			
	大東図書館改修事業	2,600			
	総合体育館改修事業	33,100			
	いこいの広場改修事業	33,700			
	大東総合運動場改修事業	11,600			

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	安養寺運動公園 改修事業	53,500	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することがで きる。
	大東北運動場改修事業	5,700			
	こうよりの丘改修事業	23,700			
災害復旧債 (41,600)	農業施設災害復旧事業	13,200			
	林業施設災害復旧事業	4,700			
	土木施設災害復旧事業	23,700			
県貸付金 (6,700)	災害援護資金県貸付金	6,700			
臨時財政 対策債 (190,000)	臨時財政対策債	190,000			
合 計		5,544,300			

令和6年度掛川市国民健康保険特別会計予算

令和6年度掛川市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,503,975千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,213,946
	1 国民健康保険税	2,213,946
2 使用料及び手数料		8
	1 手数料	8
3 県支出金		8,217,166
	1 県補助金	8,217,166
4 財産収入		274
	1 財産運用収入	274
5 繰入金		1,023,956
	1 一般会計繰入金	833,956
	2 基金繰入金	190,000
6 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
7 諸収入		28,625
	1 延滞金加算金及び過料	17,929
	2 預金利子	1
	3 雑入	10,695
歳 入 合 計		11,503,975

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 181,838
	1 総務管理費	134,258
	2 徴税費	41,856
	3 運営協議会費	213
	4 趣旨普及費	5,511
2 保険給付費		8,070,129
	1 療養諸費	7,048,167
	2 高額療養費	991,793
	3 助産諸費	21,009
	4 葬祭費	9,000
	5 移送費	110
	6 傷病手当金	50
3 国民健康保険事業費納付金		3,109,233
	1 医療給付費分	2,061,844
	2 後期高齢者支援金等分	799,107
	3 介護納付金分	248,282
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		123,583
	1 保健事業費	123,583
6 基金積立金		274
	1 基金積立金	274
7 公債費		200
	1 一般公債費	200
8 諸支出金		15,010
	1 償還金及び還付加算金	15,010

款	項	金 額
9 予備費		千円 3,707
	1 予備費	3,707
歳 出 合 計		11,503,975

議案第3号

令和6年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算

令和6年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,751,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,365,502
	1 後期高齢者医療保険料	1,365,502
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		382,701
	1 一般会計繰入金	382,701
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		2,701
	1 延滞金加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	2,600
歳 入 合 計		1,751,905

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 45,373
	1 総務管理費	39,166
	2 徴収費	6,207
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,636,172
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,636,172
3 保健事業費		67,660
	1 保健事業費	67,660
4 公債費		100
	1 公債費	100
5 諸支出金		2,600
	1 償還金及び還付加算金	2,600
歳 出 合 計		1,751,905



議案第4号

令和6年度掛川市介護保険特別会計予算

令和6年度掛川市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,090,810千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 2,353,402
	1 介護保険料	2,353,402
2 分担金及び負担金		27,482
	1 負担金	27,482
3 国庫支出金		1,939,722
	1 国庫負担金	1,674,773
	2 国庫補助金	264,949
4 支払基金交付金		2,589,793
	1 支払基金交付金	2,589,793
5 県支出金		1,438,033
	1 県負担金	1,382,564
	2 県補助金	55,469
6 財産収入		1,896
	1 財産運用収入	1,896
7 繰入金		1,733,036
	1 一般会計繰入金	1,572,555
	2 基金繰入金	160,481
8 繰越金		20
	1 繰越金	20
9 諸収入		7,426
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 預金利子	10
	3 雑入	7,406
歳 入 合 計		10,090,810

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 224,535
	1 総務管理費	59,257
	2 徴収費	15,392
	3 介護認定審査会費	149,886
2 保険給付費		9,861,349
	1 保険給付費等諸費	9,414,146
	2 地域支援事業費	447,203
3 基金積立金		1,896
	1 基金積立金	1,896
4 公債費		700
	1 公債費	700
5 諸支出金		2,330
	1 償還金及び還付加算金	2,330
歳 出 合 計		10,090,810



議案第5号

令和6年度掛川市公共用地取得特別会計予算

令和6年度掛川市公共用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ532,531千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1,433
	1 財産運用収入	755
	2 財産売却収入	678
2 繰入金		1,483
	1 基金繰入金	1,483
3 繰越金		529,565
	1 繰越金	529,565
4 諸収入		50
	1 預金利子	50
歳 入 合 計		532,531

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地取得事業費		千円 532,531
	1 公共用地取得事業費	532,531
歳 出 合 計		532,531



令和6年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算

令和6年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,665千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 37
	1 使用料	37
2 繰入金		25,241
	1 基金繰入金	25,241
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		74,787
	1 雑入	74,787
5 国庫支出金		15,700
	1 国庫補助金	15,700
6 市債		30,800
	1 市債	30,800
歳 入 合 計		146,665

歳 出

款	項	金 額
1 駅周辺施設管理費		千円 146,165
	1 駅周辺施設管理費	146,165
2 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		146,665

第2表 地方債

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債 (30,800)	掛川駅周辺地区 まちづくり事業	30,800	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。

議案第7号

令和6年度上西郷財産区特別会計予算

令和6年度上西郷財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,772千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 571
	1 財産運用収入	571
2 繰越金		3,200
	1 繰越金	3,200
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		3,772

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 181
	1 管理会費	181
2 総務費		1,092
	1 総務管理費	1,092
3 予備費		2,499
	1 予備費	2,499
歳 出 合 計		3,772



令和6年度桜木財産区特別会計予算

令和6年度桜木財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1
	1 財産運用収入	1
2 繰入金		45
	1 基金繰入金	45
3 繰越金		20
	1 繰越金	20
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		67

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 57
	1 総務管理費	57
2 予備費		10
	1 予備費	10
歳 出 合 計		67



令和6年度東山財産区特別会計予算

令和6年度東山財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,266千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1,265
	1 財産運用収入	1,265
2 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		5,266

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 590
	1 管理会費	590
2 総務費		2,094
	1 総務管理費	2,094
3 予備費		2,582
	1 予備費	2,582
歳 出 合 計		5,266



議案第10号

令和6年度佐束財産区特別会計予算

令和6年度佐束財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,567千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 8,567
	1 財産運用収入	8,567
2 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
歳 入 合 計		12,567

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 733
	1 管理会費	733
2 総務費		9,465
	1 総務管理費	9,465
3 予備費		2,369
	1 予備費	2,369
歳 出 合 計		12,567



議案第11号

令和6年度倉真財産区特別会計予算

令和6年度倉真財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,511千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 11
	1 財産運用収入	1
	2 財産売却収入	10
2 繰越金		500
	1 繰越金	500
3 繰入金		3,000
	1 基金繰入金	3,000
歳入合計		3,511

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 380
	1 管理会費	380
2 総務費		2,926
	1 総務管理費	2,926
3 予備費		205
	1 予備費	205
歳 出 合 計		3,511



令和6年度掛川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度掛川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	51,400件
(2) 総給水量	14,260,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	39,068m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 一般配水管改良事業	420,000千円
(イ) 生活基盤施設耐震化事業	300,000千円
(ウ) 菌ヶ谷受水点化事業	204,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			3,126,571千円
第1項 営業収益			2,817,864千円
第2項 営業外収益			308,704千円
第3項 特別利益			3千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			3,018,086千円
第1項 営業費用			2,891,677千円
第2項 営業外費用			116,398千円
第3項 特別損失			11千円
第4項 予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額991,117千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,089千円、過年度分損益勘定留保資金672,028千円、建設改良積立金200,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			601,390千円
第1項 負担金			87,700千円
第2項 他会計支出金			77,689千円
第3項 出資金			11,000千円
第4項 企業債			350,000千円
第5項 国庫支出金			75,000千円
第6項 固定資産売却代金			1千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,592,507千円
第1項 建設改良費			1,341,044千円
第2項 企業債償還金			244,110千円
第3項 国庫補助金返還金			7,353千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
菌ヶ谷受水点化事業 大井川広域水道企業団施工工事負担金	令和6年度から 令和9年度まで	845,000千円
一般配水管改良事業 配水管布設替に伴う設計業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	15,000千円
一般配水管改良事業 配水管布設替工事	令和6年度から 令和7年度まで	100,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上 水 道 事 業 (送配水設備改良事業)	350,000千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 177,947千円

(他会計からの補助金)

第10条 上水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、67,894千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,300千円と定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

令和6年度掛川市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度掛川市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	207件
(2) 総給水量	50,216 <sup>3</sup> m
(3) 一日平均給水量	138 <sup>3</sup> m
(4) 主要な建設改良事業	
ア) 公共事業関連事業	5,854千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業収益		15,567千円
第1項	営業収益		6,444千円
第2項	営業外収益		9,118千円
第3項	特別利益		5千円
	支	出	
第1款	水道事業費用		26,009千円
第1項	営業費用		25,368千円
第2項	営業外費用		636千円
第3項	特別損失		5千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額415千円は、過年度分損益勘定留保資金415千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資本的収入		6,114千円
第1項	負担金		5,854千円
第2項	他会計支出金		260千円
	支	出	
第1款	資本的支出		6,529千円
第1項	建設改良費		6,279千円
第2項	企業債償還金		250千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第6条 各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,972千円である。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇



令和6年度掛川市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度掛川市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1,165ha
(2) 年間総処理水量	4,084,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	11,189m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 管路建設事業	1,155,377千円
(イ) ポンプ場建設改良事業	109,200千円
(ウ) 処理場建設改良事業	377,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2,044,591千円
第1項 営業収益		603,146千円
第2項 営業外収益		1,441,442千円
第3項 特別利益		3千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		2,026,890千円
第1項 営業費用		1,794,466千円
第2項 営業外費用		232,322千円
第3項 特別損失		2千円
第4項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額555,376千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,997千円、当年度分損益勘定留保資金544,379千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,207,233千円
第1項 企業債		1,282,500千円
第2項 負担金等		15,459千円
第3項 国庫支出金		492,240千円
第4項 他会計支出金		417,034千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,762,609千円
第1項 建設改良費		1,641,777千円
第2項 企業債償還金		1,120,832千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宅内排水設備工事資金利子補給金	令和6年度から 令和10年度まで	287千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	982,500千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	300,000千円			
合 計	1,282,500千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 113,077千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、493,708千円である。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

令和6年度掛川市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度掛川市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域面積 227ha
- (2) 年間総処理水量 430,000m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均処理水量 1,178m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	289,609千円
第1項 営業収益	63,133千円
第2項 営業外収益	226,473千円
第3項 特別利益	3千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	288,575千円
第1項 営業費用	266,779千円
第2項 営業外費用	21,694千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額46,592千円は、当年度分損益勘定留保資金46,592千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	63,770千円
第1項 企業債	50,000千円
第2項 他会計支出金	13,770千円
支 出	
第1款 資本的支出	110,362千円
第1項 企業債償還金	110,362千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	50,000千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
合 計	50,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,072千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、78,591千円である。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

令和6年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 管理基数 1,756基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 下水道事業収益		211,415千円
第1項 営業収益		93,783千円
第2項 営業外収益		117,629千円
第3項 特別利益		3千円
	支 出	
第1款 下水道事業費用		211,415千円
第1項 営業費用		198,857千円
第2項 営業外費用		12,506千円
第3項 特別損失		2千円
第4項 予備費		50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額45,225千円は、当年度分損益勘定留保資金45,225千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		3,226千円
第1項 他会計支出金		3,226千円
	支 出	
第1款 資本的支出		48,451千円
第1項 企業債償還金		48,451千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宅内排水設備工事資金利子補給金	令和6年度から 令和10年度まで	86千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、120,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,343千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、33,808千円である。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第17号

掛川市地域振興基金条例の制定について

掛川市地域振興基金条例を裏面のとおり制定する。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

## 掛川市地域振興基金条例

### (設置)

第1条 掛川市の地域振興に関する施策の推進を図るため、掛川市地域振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、掛川市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成17年掛川市条例第7号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する

条例

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成17年掛川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）</p>	<p>（選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）</p>

の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合は、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人

の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円73銭を超える場合は、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人

について、7円51銭に前条に規定する選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合は、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に1を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

について、7円73銭に前条に規定する選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合は、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に1を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第19号

掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、勤務時間（掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が別に定める職員</u>にあつては、その額から、その額に市長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、勤務時間（掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等</u>手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>第20条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が別に定める職員に限る。）</u>にあつては、その額から、その額に市長が別に定める割合を乗じて得た額を</p>





議案第20号

掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

## 掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条（略） 2 給与条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（ <u>会計年度任用職員を除く。</u> ）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条（略） 2 給与条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年掛川市条例第8号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年掛川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与の種類）</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）には給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u>を、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）には報酬<u>及び期末手当</u>を支給する。</p> <p style="text-align: center;">（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第6条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在籍するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日）に支給する。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額、支給割合及び在職期間の算定方法については、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第11条 第6条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与の種類）</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）には給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）には報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p style="text-align: center;">（フルタイム会計年度任用職員の期末手当<u>及び勤勉手当</u>）</p> <p>第6条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当<u>及び勤勉手当</u>は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在籍するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日）に支給する。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当<u>及び勤勉手当</u>の額、支給割合及び在職期間の算定方法については、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">（パートタイム会計年度任用職員の期末手当<u>及び勤勉手当</u>）</p> <p>第11条 第6条の規定は、パートタイム会計年度任用職員<u>の期末手当及び勤勉手当</u>について準用</p>

<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、規則で定める。</p>	<p>する。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償の支給方法)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償の支給方法については、規則で定める。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第22号

掛川市特別会計条例の一部改正について

掛川市特別会計条例（平成17年掛川市条例第42号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

## 掛川市特別会計条例の一部を改正する条例

掛川市特別会計条例（平成17年掛川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)・(2)（略） <u>(3) 大坂・土方工業用地整備事業特別会計</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)・(2)（略）

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 大坂・土方工業用地整備事業特別会計の令和5年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

議案第23号

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成29年掛川市条例第4号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成29年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定による職務権限の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市長が管理及び執行する事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第23条第1項の規定による職務権限の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市長が管理及び執行する事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。</p> <p><u>(1) 公民館の設置、管理及び廃止に関すること</u> <u>(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、公民館のみに係るものを含む。)</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(掛川市公民館条例の一部改正)

- 2 掛川市公民館条例（平成17年掛川市条例第156号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 公民館の開館時間及び休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 公民館を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、公民館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、公民館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 公民館の開館時間及び休館日は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 公民館を使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、公民館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、公民館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用しようとする日前7日までに使用の許可の取消しを申し出て、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるとき。</p> <p>(特別設備の許可)</p> <p>第11条 使用者は、公民館に特別の設備をしようとするときは、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用しようとする日前7日までに使用の許可の取消しを申し出て、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるとき。</p> <p>(特別設備の許可)</p> <p>第11条 使用者は、公民館に特別の設備をしようとするときは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	---

(掛川市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の掛川市公民館条例の規定により教育委員会がした許可その他の行為は、改正後の掛川市公民館条例の相当規定に基づいて、市長がした許可その他の行為とみなす。

議案第24号

掛川市手数料条例の一部改正について

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(戸籍法による手数料)</p> <p>第10条 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u> 1通につき450円</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(戸籍法による手数料)</p> <p>第10条 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく<u>戸籍証明書の交付</u> 1通につき450円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明</u></p>

(3) 第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の 交付 1通につき750円

(4) (略)

(5) 第48条第1項（第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき350円（婚姻、離婚、

書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

(4) 第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付 1通につき750円

(5) (略)

(6) 第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

(7) 第48条第1項（第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は第120条の

養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(6) 第48条第2項（第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務 書類1件につき350円

（消防法に基づく事務に係る手数料）

第12条 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからシまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからシまでに定める金額

ア～エ (略)

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,180,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,410,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロ

6 第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 1通につき350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(8) 第48条第2項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧又は第120条の6 第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 1件につき350円

（消防法に基づく事務に係る手数料）

第12条 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次のアからシまでに掲げる審査の区分に応じ、それぞれアからシまでに定める金額

ア～エ (略)

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,450,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,720,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロ

リットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,590,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,950,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
2,270,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
4,550,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
5,820,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円

カ～シ (略)

(4)～(17) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料)

第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。)第12条第1項又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

リットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,920,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
2,360,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
2,740,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
5,640,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
7,240,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 8,790,000円

カ～シ (略)

(4)～(17) (略)

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による手数料)

第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。)第12条第1項又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

2～6 (略)  
附 則  
1～3 (略)

2～6 (略)  
附 則  
1～3 (略)

4 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機等（民間事業者又は市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、前項各号に掲げる書面の交付を受ける場合における手数料の額は、当該各号に定める規定にかかわらず、1通又は1件につき200円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正は、令和6年3月1日から施行する。

(掛川市印鑑条例の一部改正)

- 2 掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機等（民間事業者又は市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u>）又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（<u>同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。</u>）を利用して、多機能端末機等（民間事業者又は市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>



議案第25号

掛川市介護保険条例の一部改正について

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(保険料率)	(保険料率)
第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600円</u>	(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,576円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>43,800円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,032円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>50,400円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,368円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,600円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,480円</u>
(5) (略)	(5) (略)
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,400円</u> ア・イ (略)	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>80,640円</u> ア・イ (略)
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87,600円</u> ア・イ (略)	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87,360円</u> ア・イ (略)
(8) (略)	(8) (略)
(9) 次のいずれかに該当する者 <u>114,000円</u> ア 合計所得金額が320万円以上 <u>400万円未</u> 満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	(9) 次のいずれかに該当する者 <u>114,240円</u> ア 合計所得金額が320万円以上 <u>420万円未</u> 満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)
<u>(10)</u> 次のいずれかに該当する者 <u>134,400円</u> ア 合計所得金額が <u>400万円以上700万円未</u> 満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)	(10) 次のいずれかに該当する者 <u>127,680円</u> ア 合計所得金額が <u>420万円以上520万円未</u> 満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略)
	(11) 次のいずれかに該当する者 <u>141,120円</u>

<p>(11) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 147,600円</p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者について</u>の保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,160円とする。</u></p> <p>3 <u>前項第2号に掲げる第1号被保険者について</u>の保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号</u></p>	<p><u>ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 154,560円</p> <p><u>ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 161,280円</p> <p><u>ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 168,000円</p> <p><u>ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(15) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 174,720円</p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者について</u>の保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,152円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者について</u>の保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同</u></p>
--	--

<p>の規定にかかわらず<u>33,600円</u>とする。</p> <p>4 前項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>47,040円</u>とする</p> <p>5 (略)</p>	<p>号の規定にかかわらず、<u>32,592円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>46,032円</u>とする。</p> <p>5 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第26号

掛川市国民健康保険税条例の一部改正について

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第11条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>6,400円</u></li> <li>(2) 特定世帯 1世帯について<u>3,200円</u></li> <li>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>4,800円</u></li> </ol>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,200円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p> <p>第11条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>7,200円</u></li> <li>(2) 特定世帯 1世帯について<u>3,600円</u></li> <li>(3) 特定継続世帯 1世帯について<u>5,400円</u></li> </ol>

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第14条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について14,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者うち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第14条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について14,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者うち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税

法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,800円

イ・ウ （略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
1世帯について4,480円

(イ) 特定世帯 1世帯について2,240円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について3,360円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円

法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について17,640円

イ・ウ （略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
1世帯について5,040円

(イ) 特定世帯 1世帯について2,520円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について3,780円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について10,080円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円

を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき政令第56条の89第2項第2号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について12,000円

イ・ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
1世帯について3,200円

(イ) 特定世帯 1世帯について1,600円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,400円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき政令第56条の89第2項第2号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき政令第56条の89第2項第2号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について12,600円

イ・ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
1世帯について3,600円

(イ) 特定世帯 1世帯について1,800円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,700円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,200円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき政令第56条の89第2項第2号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,800円

イ・ウ （略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,280円

(イ) 特定世帯 1世帯について640円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について960円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 8,400円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 2,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,040円

イ・ウ （略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,440円

(イ) 特定世帯 1世帯について720円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について1,080円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,880円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 8,820円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,300円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 2,520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

<u>12,000円</u>	<u>12,600円</u>
(2) (略)	(2) (略)
3 (略)	3 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第27号

掛川市保育士等就職応援資金貸与条例の一部改正について

掛川市保育士等就職応援資金貸与条例（平成31年掛川市条例第1号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市保育士等就職応援資金貸与条例の一部を改正する条例

掛川市保育士等就職応援資金貸与条例（平成31年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 この条例は、 <u>平成36年3月31日</u> に限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和11年3月31日</u> に限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保育料)</p> <p>第2条 保育料の額は、次の各号に掲げる保育料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預かり保育料（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下この号において「省令」という。）第38条に規定する教育課程に係る教育時間の開始前及び終了後並びに省令第39条において準用する省令第61条第3号に規定する休業日に掛川市立幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）を対象として行う教育活動に係る保育料をいう。以下同じ。） <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 年間利用 月額8,000円（8月にあつては、日額1,000円）</u></p> <p><u>イ 一時利用 日額650円</u></p> <p><u>ウ 延長利用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>(ア) 午前7時15分から午前8時30分までの利用 月額4,000円（8月にあつては、日額200円）</u></p> <p><u>(イ) 午後5時から午後6時までの利用 月額2,000円（8月にあつては、日額100円）</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、月の途中における開始又は中止に係る同項第2号ア及びウに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる場合の区</u></p>	<p>(保育料)</p> <p>第2条 保育料の額は、次の各号に掲げる保育料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預かり保育料（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下この号において「省令」という。）第38条に規定する教育課程に係る教育時間の開始前及び終了後並びに省令第39条において準用する省令第61条第3号に規定する休業日に掛川市立幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）を対象として行う教育活動に係る保険料をいう。以下同じ。） <u>且</u> <u>額450円</u></p>

分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月の途中における開始の場合 前項第2号ア及びウに掲げる預かり保育料の額（次号において「基準額」という。）に開始日から当該開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）

(2) 月の途中における中止の場合 基準額に中止日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額

（保育料の減免）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者について、保育料を減免することができる。

(1) 病気その他やむを得ない理由により、その月において出席すべき日のすべてを欠席した園児の保護者

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

（保育料の減免）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者について、保育料を減免することができる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、令和6年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。



議案第29号

掛川市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

掛川市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年掛川市条例第6号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

掛川市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年掛川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保育料の納付)</p> <p>第7条 こども園に入園した子ども（以下「園児」という。）の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預かり保育料（規則に定める教育時間の終了後及び規則に定める長期休業日に園児のうち教育認定子どもを対象として行う教育活動に係る保育料をいう。） <u>次に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 年間利用 月額8,000円（8月にあつては、日額1,000円）</u></p> <p><u>イ 一時利用 日額650円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号イ(イ)及び同項第2号の規定にかかわらず、月の途中における入園若しくは開始又は退園若しくは中止に係る <u>こども園保育料及び同項第2号アに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）</u>の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>教育認定子ども（前項の規定の適用を受ける者を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>	<p>(保育料の納付)</p> <p>第7条 こども園に入園した子ども（以下「園児」という。）の保護者は、規則で定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のこども園の使用料（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預かり保育料（規則に定める教育時間の終了後及び規則に定める長期休業日に園児のうち教育認定子どもを対象として行う教育活動に係る保育料をいう。） <u>日額450円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号イ(イ)の規定にかかわらず、月の途中における入園又は退園に係る <u>保育認定子ども（第2項の規定の適用を受ける者を除く。）</u>の保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>月の途中における入園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数（25</u></p>

ア 月の途中における開始の場合 第1項第2号アに掲げる預かり保育料の額（イにおいて「基準額」という。）に開始日から当該開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。）

イ 月の途中における中止の場合 基準額に中止日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額

(2) 保育認定子ども（第2項の規定の適用を受ける者を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月の途中における入園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に入園日から当該入園日の属する月の月末までにおける開園日数（25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。イにおいて同じ。）

イ 月の途中における退園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に退園日の前日までの開園日数（25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額

日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）

(2) 月の途中における退園の場合 第1項第1号イ(イ)に定める額に退園日の前日までの開園日数（25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額を25で除して得た額

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立幼保連携型認定こども園条例の規定は、令和6年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。



議案第30号

掛川市排水設備指定工事店条例の一部改正について

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

## 掛川市排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(指定の有効期間) 第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から <u>3</u> 年とする。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。	(指定の有効期間) 第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から <u>5</u> 年とする。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市排水設備指定工事店条例の規定は、この条例の施行の日以後における申請に係る指定工事店の指定から適用し、同日前における申請に係る指定工事店の指定については、なお従前の例による。

議案第31号

掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第32号

掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

掛川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年掛川市条例第189号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

掛川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年掛川市条例第189号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>	<p style="text-align: center;">（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>

階 級	勤 務 年 数			階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及 び副団 長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	(略)	団長及 び副団 長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	(略)
分団長 及び副 分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>	分団長 及び副 分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長・ 班長及 び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>	部長・ 班長及 び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた掛川市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。



議案第 33 号

掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例の廃止について

掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例（令和 3 年掛川市条例第 5 号）を廃止する条例を裏面のとおり定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例を廃止する条例

掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例（令和3年掛川市条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第12号）

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,592千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,709,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 21,159,198	千円 △133,075	千円 21,026,123
	1 市民税	8,561,021	△178,787	8,382,234
	2 固定資産税	9,695,369	1,820	9,697,189
	3 軽自動車税	465,136	4,040	469,176
	4 市たばこ税	764,506	26,320	790,826
	5 入湯税	22,832	1,915	24,747
	6 都市計画税	1,650,334	11,617	1,661,951
2 地方譲与税		546,200	10,000	556,200
	2 自動車重量譲与税	380,000	10,000	390,000
3 利子割交付金		8,000	△1,000	7,000
	1 利子割交付金	8,000	△1,000	7,000
4 配当割交付金		100,000	19,000	119,000
	1 配当割交付金	100,000	19,000	119,000
5 株式等譲渡所得割交付金		98,000	94,000	192,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	98,000	94,000	192,000
6 法人事業税交付金		340,000	4,000	344,000
	1 法人事業税交付金	340,000	4,000	344,000
7 地方消費税交付金		3,070,000	△109,000	2,961,000
	1 地方消費税交付金	3,070,000	△109,000	2,961,000
8 ゴルフ場利用税交付金		73,000	△4,000	69,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	73,000	△4,000	69,000
9 環境性能割交付金		81,000	10,000	91,000
	1 環境性能割交付金	81,000	10,000	91,000
10 地方特例交付金		162,668	20,831	183,499

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	15,586	20,831	36,417
11 地方交付税		4,210,457	260,431	4,470,888
	1 地方交付税	4,210,457	260,431	4,470,888
12 交通安全対策特別交付金		22,000	△3,000	19,000
	1 交通安全対策特別交付金	22,000	△3,000	19,000
13 分担金及び負担金		176,570	△10,746	165,824
	1 分担金	17,000	△1,344	15,656
	2 負担金	159,570	△9,402	150,168
14 使用料及び手数料		520,354	37,114	557,468
	1 使用料	324,905	38,514	363,419
	2 手数料	195,449	△1,400	194,049
15 国庫支出金		8,081,364	17,908	8,099,272
	1 国庫負担金	3,547,821	119,629	3,667,450
	2 国庫補助金	4,505,296	△101,721	4,403,575
16 県支出金		3,763,201	236,015	3,999,216
	1 県負担金	2,085,589	122,024	2,207,613
	2 県補助金	1,430,153	118,405	1,548,558
	3 委託金	247,459	△4,414	243,045
17 財産収入		118,422	6,324	124,746
	1 財産運用収入	33,158	△43	33,115
	2 財産売払収入	85,264	6,367	91,631
18 寄附金		1,037,940	10,650	1,048,590

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 寄附金	1,037,940	10,650	1,048,590
19 繰入金		1,529,668	△21,646	1,508,022
	1 基金繰入金	612,240	△21,646	590,594
21 諸収入		2,861,386	△60,514	2,800,872
	3 貸付金元利収入	1,552,055	△6,298	1,545,757
	4 受託事業収入	28,765	△10,065	18,700
	5 雑入	1,258,601	△44,151	1,214,450
22 市債		2,807,400	△379,700	2,427,700
	1 市債	2,807,400	△379,700	2,427,700
歳入合計		52,705,793	3,592	52,709,385

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,187,874	千円 382,314	千円 6,570,188
	1 総務管理費	5,229,187	345,017	5,574,204
	2 賦課徴収費	547,265	48,742	596,007
	3 戸籍住民基本台帳費	327,644	△7,735	319,909
	4 選挙費	33,393	△5,290	28,103
	5 統計調査費	10,381	1,580	11,961
3 民生費		16,962,774	432,497	17,395,271
	1 社会福祉費	7,802,251	148,037	7,950,288
	2 児童福祉費	8,412,373	275,016	8,687,389
	3 生活保護費	727,848	9,444	737,292
	4 災害援助費	20,302	0	20,302
4 衛生費		5,917,509	△16,729	5,900,780
	1 保健費	3,176,649	37,960	3,214,609
	2 衛生費	345,177	△3,240	341,937
	3 清掃費	2,395,683	△51,449	2,344,234
5 労働費		1,568,583	△8,098	1,560,485
	1 労働諸費	1,568,583	△8,098	1,560,485
6 農林水産業費		1,498,164	171,458	1,669,622
	1 農業費	392,049	132,291	524,340
	2 農地費	866,992	22,851	889,843
	3 林業費	238,686	16,316	255,002
7 商工費		1,132,184	△39,672	1,092,512
	1 商工費	1,132,184	△39,672	1,092,512
8 土木費		5,253,079	△584,143	4,668,936
	1 土木管理費	320,285	△3,000	317,285
	2 道路橋梁費	1,362,251	△321,658	1,040,593

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 河川費	1,034,133	△226,629	807,504
	4 都市計画費	2,167,202	△27,912	2,139,290
	5 住宅費	369,208	△4,944	364,264
9 消防費		1,611,832	△97,369	1,514,463
	1 消防費	1,611,832	△97,369	1,514,463
10 教育費		6,325,571	△236,666	6,088,905
	1 教育総務費	314,455	△383	314,072
	2 小学校費	1,046,851	△58,014	988,837
	3 中学校費	485,711	△35,251	450,460
	4 幼稚園費	1,274,176	40,372	1,314,548
	5 社会教育費	1,387,093	△92,511	1,294,582
	6 保健体育費	1,817,285	△90,879	1,726,406
歳 出 合 計		52,705,793	3,592	52,709,385

第2表 繰越明許費補正

## 1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
02 総務費	03 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	8,580
02 総務費	03 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	3,201
03 民生費	01 社会福祉費	給付事務事業	15,109
04 衛生費	01 保健費	地域医療整備事業	8,871
04 衛生費	01 保健費	新型コロナウイルス対策事業	2,592
06 農林水産業費	01 農業費	千浜改善センター管理事業	2,970
06 農林水産業費	01 農業費	生産体制強化事業	173,250
06 農林水産業費	02 農地費	(市単) かんがい排水事業	265
06 農林水産業費	02 農地費	大井川農業用水管理事業	22,500
06 農林水産業費	02 農地費	農道施設維持管理事業	23,500
06 農林水産業費	02 農地費	(市施行) 農業用溜池整備事業	28,500
08 土木費	02 道路橋梁費	道路橋梁維持事業	70,222
08 土木費	02 道路橋梁費	桜木中横断線改良事業	13,189
08 土木費	02 道路橋梁費	三井幹線改良事業	25,000
08 土木費	02 道路橋梁費	掛川駅梅橋線改良事業	54,770
08 土木費	02 道路橋梁費	事業関連道路改良事業	31,300
08 土木費	02 道路橋梁費	一般生活道路改良事業	14,346
08 土木費	02 道路橋梁費	居尻黒俣線改良事業	53,580
08 土木費	02 道路橋梁費	明ヶ島線改良事業	1,490
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道改良事業	42,040
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁耐震補強事業	51,535
08 土木費	03 河川費	市単河川整備事業	70,000
08 土木費	04 都市計画費	下垂木地区まちづくり事業	88,198
08 土木費	04 都市計画費	掛川城周辺地区まちづくり事業	16,500
08 土木費	04 都市計画費	大坂地区まちづくり事業	19,100
08 土木費	04 都市計画費	国道道路整備事業推進事業	21,000
10 教育費	01 教育総務費	新たな学園づくり推進事業	13,000
10 教育費	02 小学校費	小学校施設補修事業	9,300
10 教育費	03 中学校費	心の教室相談事業	851
10 教育費	05 社会教育費	公民館活動事業	4,780

## 2. 変更の部

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
08 土木費	03 河川費	海岸防災林整備推進事業	80,400	海岸防災林整備推進事業	226,547
11 災害復旧費	01 農林水産施設災害復旧費	(公共)農業用施設災害復旧事業	79,200	(公共)農業用施設災害復旧事業	161,200

第3表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
採用試験委託	自 令和 5 年度 至 令和 8 年度	4,527
放課後児童健全育成事業委託 (中央小学童保育所)	自 令和 5 年度 至 令和 6 年度	13,672

第4表 地方債補正

1. 追加の部

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債 (2,900)	掛川城周辺 施設改修事業 (減収補てん債)	2,900	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することがで きる。
民生債 (4,800)	すこやかこども園 改修事業 (減収補てん債)	4,800			
衛生債 (6,300)	徳育保健センター 改修事業 (減収補てん債)	6,300			
教育債 (19,900)	文化ホール改修事業 (減収補てん債)	3,500			
	二の丸美術館改修事業 (減収補てん債)	5,800			
	総合体育館改修事業 (減収補てん債)	5,100			
	みなみ学校給食センター 改修事業 (減収補てん債)	5,500			
減収補てん債 (86,300)	減収補てん債	86,300			
合計		120,200			

## 2. 変更の部 (上段: 補正前 下段: 補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債 (△66,500減)	掛川城周辺 施設改修事業 (△66,500減)	120,700	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 も繰上償還 をなし又は 償還期限を 短縮し若し くは低利債 に借換えす ることができる。
		54,200			
民生債 (△4,800減)	児童館改修事業 (△400減)	2,100			
		1,700			
	すこやかこども園 改修事業 (△4,400減)	47,700			
		43,300			
農林水産債 (10,700増)	農業農村整備事業 (12,700増)	77,600			
		90,300			
	辺地対策事業 (林道開発改良事業) (△2,000皆減)	2,000			
		0			
土木債 (△314,400減)	辺地対策事業 (市道改良事業) (△12,000減)	83,500			
		71,500			
	公共道路事業 (△5,800減)	68,400			
		62,600			
	合併推進道路整備事業 (△26,000減)	31,800			
		5,800			
	急傾斜地崩壊対策事業 (△15,300減)	16,200			
		900			
	市単河川整備事業 (△22,900減)	224,300			
		201,400			
	海岸防災林強化事業 (△148,200減)	669,300			
		521,100			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
	道路橋梁維持事業 (△28,800減)	82,900	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 も繰上償還 をなし又は 償還期限を 短縮し若し くは低利債 に借換えす ることができる。	
		54,100				
	舗装改良事業 (△1,500減)	7,800				
		6,300				
	歩道改良事業 (△14,800減)	60,200				
		45,400				
	橋梁耐震補強事業 (△25,900減)	64,600				
		38,700				
	下垂木地区 まちづくり事業 (△13,200減)	94,400				
		81,200				
	消防債 (△64,900減)	化学消防車整備事業 (△64,900皆減)				64,900
						0
教育債 (△60,000減)	和田岡古墳群 史跡整備事業 (△1,100減)	9,200				
		8,100				
	横須賀城跡公有化事業 (△4,100減)	33,800				
		29,700				
	いこいの広場改修事業 (△21,300減)	39,800				
		18,500				
	大東総合運動場 改修事業 (△33,500減)	35,000				
		1,500				
	合計 (△499,900減)		2,807,400			
			2,307,500			

議案第35号

令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ87,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,933,308千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 2,242,144	千円 △37,064	千円 2,205,080
	1 国民健康保険税	2,242,144	△37,064	2,205,080
3 県支出金		8,242,143	72,982	8,315,125
	1 県補助金	8,242,143	72,982	8,315,125
5 繰入金		1,125,855	50,702	1,176,557
	1 一般会計繰入金	735,855	50,702	786,557
7 諸収入		75,844	801	76,645
	3 雑入	54,461	801	55,262
8 国庫支出金		0	115	115
	1 国庫補助金	0	115	115
歳入合計		11,845,772	87,536	11,933,308

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 154,843	千円 0	千円 154,843
	4 趣旨普及費	3,072	0	3,072
2 保険給付費		8,115,856	65,130	8,180,986
	1 療養諸費	7,074,113	0	7,074,113
	2 高額療養費	1,002,020	74,630	1,076,650
	3 助産諸費	30,013	△9,000	21,013
	6 傷病手当金	600	△500	100
5 保健事業費		131,461	△7,500	123,961
	1 保健事業費	131,461	△7,500	123,961
8 諸支出金		77,733	9,020	86,753
	1 償還金及び還付加算金	77,733	9,020	86,753
9 予備費		6,617	20,886	27,503
	1 予備費	6,617	20,886	27,503
歳 出 合 計		11,845,772	87,536	11,933,308



議案第36号

令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,500,089千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,139,937	千円 21,942	千円 1,161,879
	1 後期高齢者医療保険料	1,139,937	21,942	1,161,879
3 繰入金		328,376	2,016	330,392
	1 一般会計繰入金	328,376	2,016	330,392
歳 入 合 計		1,476,131	23,958	1,500,089

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 39,075	千円 △780	千円 38,295
	1 総務管理費	35,372	△780	34,592
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		1,377,345	24,138	1,401,483
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,377,345	24,138	1,401,483
3 保健事業費		57,011	600	57,611
	1 保健事業費	57,011	600	57,611
歳 出 合 計		1,476,131	23,958	1,500,089



令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ433,296千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,326,092千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 2,302,740	千円 43,707	千円 2,346,447
	1 介護保険料	2,302,740	43,707	2,346,447
2 分担金及び負担金		27,681	△818	26,863
	1 負担金	27,681	△818	26,863
3 国庫支出金		2,038,998	△62,237	1,976,761
	1 国庫負担金	1,718,498	△56,725	1,661,773
	2 国庫補助金	320,500	△5,512	314,988
4 支払基金交付金		2,659,824	△94,756	2,565,068
	1 支払基金交付金	2,659,824	△94,756	2,565,068
5 県支出金		1,480,278	△57,717	1,422,561
	1 県負担金	1,425,835	△57,391	1,368,444
	2 県補助金	54,443	△326	54,117
6 財産収入		1,716	1	1,717
	1 財産運用収入	1,716	1	1,717
7 繰入金		1,810,589	△261,398	1,549,191
	1 一般会計繰入金	1,594,667	△45,476	1,549,191
	2 基金繰入金	215,922	△215,922	0
9 諸収入		7,557	△78	7,479
	1 延滞金加算金及び過料	10	110	120
	3 雑入	7,537	△188	7,349
歳 入 合 計		10,759,388	△433,296	10,326,092

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 209,458	千円 △1,897	千円 207,561
	1 総務管理費	53,427	2,107	55,534
	3 介護認定審査会費	142,981	△4,004	138,977
2 保険給付費		10,115,288	△352,274	9,763,014
	1 保険給付費等諸費	9,681,824	△351,000	9,330,824
	2 地域支援事業費	433,464	△1,274	432,190
3 基金積立金		207,019	△79,533	127,486
	1 基金積立金	207,019	△79,533	127,486
5 諸支出金		226,923	408	227,331
	1 償還金及び還付加算金	226,902	408	227,310
歳 出 合 計		10,759,388	△433,296	10,326,092



令和5年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）

令和5年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ531,037千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 1,484	千円 △12	千円 1,472
	1 基金繰入金	1,484	△12	1,472
4 諸収入		50	△12	38
	1 預金利子	50	△12	38
歳 入 合 計		531,061	△24	531,037

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共用地取得事業費		千円 531,061	千円 △24	千円 531,037
	1 公共用地取得事業費	531,061	△24	531,037
歳 出 合 計		531,061	△24	531,037



議案第39号

令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第3号）

令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,989千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸収入		千円 39,864	千円 34,920	千円 74,784
	2 雑入	39,863	34,920	74,783
歳 入 合 計		49,069	34,920	83,989

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駅周辺施設管理費		千円 48,530	千円 34,920	千円 83,450
	1 駅周辺施設管理費	48,530	34,920	83,450
歳 出 合 計		49,069	34,920	83,989



議案第40号

令和5年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年度掛川市簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	21,044千円	△1,500千円	19,544千円
第1項 負担金	19,500千円	△1,500千円	18,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	21,350千円	△1,500千円	19,850千円
第1項 建設改良費	20,625千円	△1,500千円	19,125千円

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第41号

令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

令和5年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和5年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 下水道事業収益	2,119,452千円	6,562千円	2,126,014千円
第1項 営業収益	619,731千円	△6,000千円	613,731千円
第2項 営業外収益	1,499,718千円	12,562千円	1,512,280千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,905,590千円	2,262千円	1,907,852千円
第1項 営業費用	1,680,880千円	△36,300千円	1,644,580千円
第2項 営業外費用	224,608千円	38,562千円	263,170千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額73,568千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,008千円」に、「当年度分損益勘定留保資金513,872千円」を「当年度分損益勘定留保資金513,844千円」に、「利益剰余金処分量121,034千円」を「利益剰余金処分量137,622千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	2,034,346千円	△254,118千円	1,780,228千円
第1項 企業債	1,158,200千円	△132,400千円	1,025,800千円
第3項 国庫支出金	507,076千円	△107,676千円	399,400千円
第4項 他会計支出金	352,584千円	△14,042千円	338,542千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,742,820千円	△254,118千円	2,488,702千円
第1項 建設改良費	1,665,682千円	△254,118千円	1,411,564千円

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正限度額)	( 計 )
建設改良事業	1,008,200千円	△132,400千円	875,800千円

第4条 予算第10条に定めた補助金の金額「760,660千円」を「770,418千円」に改める。

第5条 予算第11条に定めた当年度利益剰余金の処分量「121,034千円」を「137,622千円」に改める。

第6条 予算第5条の表中「掛川浄化センター汚泥処理設備工事」の項中、「令和5年度から令和6年度まで」を「令和5年度から令和7年度まで」に、表中「掛川浄化センター電気設備工事」の項中、「令和5年度から令和6年度まで」を「令和5年度から令和7年度まで」に改める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

議案第42号

令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

令和5年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和5年度掛川市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 下水道事業収益	319,535千円	△14,467千円	305,068千円
第1項 営業収益	65,584千円	△1,873千円	63,711千円
第2項 営業外収益	253,948千円	△12,594千円	241,354千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	312,433千円	△14,594千円	297,839千円
第1項 営業費用	288,322千円	△12,000千円	276,322千円
第2項 営業外費用	24,009千円	△2,923千円	21,086千円
第3項 特別損失	2千円	329千円	331千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「利益剰余金処分量5,303千円」を「利益剰余金処分量2,677千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,626千円」に改める。

第3条 予算第9条に定めた補助金の金額「39,270千円」を「25,899千円」に改める。

第4条 予算第10条に定めた当年度利益剰余金の処分量「5,303千円」を「2,677千円」に改める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第43号

東遠学園組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東遠学園組合の共同処理する事務を変更すること及び東遠学園組合格約を裏面のとおりに変更することに関し、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

東遠学園組合規約の一部を変更する規約

東遠学園組合規約（昭和45年5月12日静岡県指令地第185号）の一部を次のように変更する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びそれに対応する変更後の部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後の部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後の部分のみ存在するときは、当該変更後の部分を加える。

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>静岡県障害児（者）地域療育支援センター事業</u>（平成15年3月10日付け障福第541号静岡県健康福祉部長通知）及び障害児（者）の総合的な在宅支援に関する組合における事務</p> <p>(9)～(12) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>静岡県在宅重症心身障害児（者）療育支援事業</u>（平成15年3月10日付け障福第541号静岡県健康福祉部長通知）及び障害児（者）の総合的な在宅支援に関する組合における事務</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>東遠学園組合こども発達センターきためばえにおける児童福祉法第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援及び同条第6項の規定による保育所等訪問支援の実施に関する事務</u></p>

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第8号の改正は、静岡県知事の許可の日から施行する。

議案第44号

たまり一な屋内改修工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、たまり一な屋内改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

- 1 工 事 名 たまり一な屋内改修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金247,659,000円
- 4 契約の相手方
  - 住 所 掛川市二瀬川4番1号
  - 商 号 川島組・乃村工藝社設計建設共同企業体
  - 代表者 株式会社川島組  
代表取締役社長 原田 孝典

(参考資料)

- 1 工事の概要      内容 たまり一な屋内改修設計及び工事  
                         規模 屋内遊び場等整備 N = 1 式
  
- 2 工事箇所      掛川市満水 地内
  
- 3 工 期      契約日から令和7年5月30日まで

議案第45号

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

令和6年2月19日提出

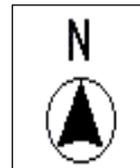
掛川市長 久保田 崇

市道認定路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	前坪北1号線	高御所字前坪328-1	高御所字前坪293-1	
2	前坪北2号線	高御所字前坪328-80	高御所字前坪328-56	

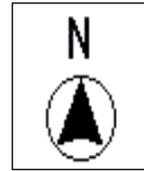
# 市道認定路線図

## 前坪北1号線



認定① 前坪北1号線

# 市道認定路線図



## 前坪北2号線

認定② 前坪北2号線





議案第46号

公の施設の指定管理者の指定について（22世紀の丘公園）

掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）第25条第2項の規定により、22世紀の丘公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年2月19日提出

掛川市長 久保田 崇

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
22世紀の丘公園	静岡県静岡市葵区鷹匠 二丁目23番9号	静岡ビル保善乃村工藝社 管理運営業務共同事業体 代表企業 静岡ビル保善株式会社 代表取締役 石井 宏司	令和7年4月1日から 令和18年3月31日まで

